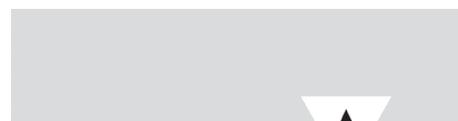


**展示会等における
新型コロナウイルス感染防止のための対応指針**

令和 2 年 6 月 8 日 作成

令和 4 年 12 月 28 日 改正

株式会社東京ビッグサイト



TOKYO BIG SIGHT

第1 はじめに

本指針は、展示会等各種催事の開催に当たり、新型コロナウイルス感染防止のために当社が実施する対策及び展示会の主催者等に実施を依頼する対策をまとめたものである。

第2 策定に当たっての考え方

本指針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和4年9月8日変更）」等を参考に策定しており、特に、新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高いと考えられる、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話が発生する密接場面の発生防止に重点を置いている。

第3 内容

1 当社が講じる具体的対策

(1) 施設内の各所における感染防止対策

場所		内容
展示棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子、ベンチ等）
		・施設エントランス部への手指消毒液の設置
		・エントランスホール、コンコース、連絡通路、ロビー等の十分な換気
		・飛散防止パネルの設置（インフォメーション）
		・待機列での物理的距離確保（人と人が触れ合わない程度の間隔）
		・屋内喫煙所での三密の防止
貸出部分	・主催者へサーモグラフィー等の貸出	
会議棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子）
	貸出部分	・不特定多数の高頻度接触部位（会議室のドアノブ、電気のスイッチ等）の消毒
		・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子等）
・会議室の十分な換気		
共通	トイレ	・水石鹸を常備

※展示ホール内及び付属諸室については、原則、主催者側の対応

(2) 周知・広報

当社 Web サイト、SNS、施設内大型ビジョン及び場内誘導看板等にて、以下の内容を来場者に周知

内容
・以下に該当する場合は来場自粛を要請 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・入場時に上記症状が判明した場合は、主催者が入場制限を行うこと
・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
・来場者間の物理的距離の確保（人と人が触れ合わない程度の間隔）
・国及び都が提供する接触確認アプリ等への登録推奨

2 レストラン・サービス施設に依頼する具体的対策

(1) 各施設での感染防止対策

内容
・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子、トレイ、貸出備品等）
・商品棚、カウンター、什器の消毒
・入口への手指消毒液の設置
・現金の取扱いを減らし、キャッシュレス決済を推奨
・店舗、施設内の十分な換気
・座席間の距離を確保したレイアウト
・飛散防止パネルの設置（レジ等）
・待機列での物理的距離確保（人と人が触れ合わない程度の間隔）
・混雑時の入場制限
・「感染防止徹底宣言ステッカー」及び「感染防止徹底点検済証」の掲示
・店舗の営業時間や酒類提供、入店案内等については、国及び都からの要請に基づいて対応すること

(2) 業務従事者の感染防止対策

内容
・検温の励行、発熱時・体調不良時の出勤停止
・マスク着用、手洗いの徹底
・ユニフォーム、制服のこまめな洗濯
・業務時の手袋着用（レストラン）

3 主催者に依頼する具体的対策

(1) 展示ホール利用者

主催者には、下記事項を遵守するとともに業界団体の指針等を踏まえた対策を依頼する。

① 計画時

内容
・最大収容者数の設定と当社との事前確認（当社が定めた最大収容者数〈別紙〉の範囲内）
・来場者、関係者へのマスク着用の周知
・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）を周知
・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・感染者が発生した場合に備え、参加者等へ注意喚起を行うための方策を講じること（感染者が発生した旨のアプリやHP等を活用した参加者への迅速な周知など） ※但し、新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条第 9 項が発出された場合は、入場時の連絡先確認またはアプリ等を活用した参加者の把握・管理などを行うこと。
・できるだけ分散来場を促進すること
・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・国及び都が提供する接触確認・接種証明アプリ等の周知・推奨・活用
・都が令和 4 年 9 月 13 日付で示した「感染拡大防止の取組」等を踏まえ、必要な措置を講じること ・イベント開催時のチェックリストの公表 ・感染防止安全計画の作成 など

② 搬入出及び開催当日

内容
・来場者、関係者へのサーモグラフィー等による検温の実施
・以下に該当する場合、入場制限を実施 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい） ※入場時に上記症状に該当する来場者がいた場合 主催者にて入場を断り、帰宅を促すと同時に、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 ※入場後に上記症状に該当する来場者が発生した場合 主催者にて帰宅を促すと同時に、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な

<p>症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。</p> <p>(連絡先) 江東区新型コロナウイルス感染症相談センター：03-3647-5879</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容に関する看板等の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等
<ul style="list-style-type: none"> ・会場入口への手指消毒液設置
<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、手指消毒の励行と周知
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の高頻度接触部位の消毒 (諸室ドアノブ等)
<ul style="list-style-type: none"> ・他者と共用する物品の消毒 (セミナー会場、商談コーナー、休憩所、飲食スペースのテーブル、椅子、ベンチ等)
<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の待機列等における物理的距離の確保 (人と人が触れ合わない程度の間隔)
<ul style="list-style-type: none"> ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・飲食を提供する場合は、飲食時の感染対策 (食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等) の徹底の周知を行うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入シャッターの開放や空調運転による会場内の十分な換気
<ul style="list-style-type: none"> ・収容者数の把握と最大収容者数を超えた場合の入場制限の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示

③ 開催後

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・最終清掃時における不特定多数の高頻度接触部位の消毒 (諸室ドアノブ等)
<ul style="list-style-type: none"> ・最終清掃時における什器、備品 (諸室内) の消毒
<ul style="list-style-type: none"> ・感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

(2) 会議室利用者

① 計画時

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数を当社が定めた最大収容者数 (別紙) の範囲内で設定
<ul style="list-style-type: none"> ・来場者、関係者へのマスク着用の周知
<ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感 (強いだるさ) がある、呼吸が困難である (息苦しい)

<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）を周知
<ul style="list-style-type: none"> ・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生した場合に備え、参加者等へ注意喚起を行うための方策を講じること（感染者が発生した旨のアプリやHP等を活用した参加者への迅速な周知など） ※但し、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項が発出された場合は、入場時の連絡先確認またはアプリ等を活用した参加者の把握・管理などを行うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ分散来場を促進すること
<ul style="list-style-type: none"> ・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・国及び都が提供する接触確認・接種証明アプリ等の周知・推奨・活用
<ul style="list-style-type: none"> ・都が令和4年9月13日付で示した「感染拡大防止の取組」等を踏まえ、必要な措置を講じること ・イベント開催時のチェックリストの公表 ・感染防止安全計画の作成 など

② 開催当日

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・受付、会議室入口等への手指消毒用の消毒液の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
<ul style="list-style-type: none"> ・来場者、関係者へのサーモグラフィー等による検温の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する場合、入場制限を実施 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい） ※入場時に上記症状に該当する来場者がいた場合 主催者にて入場を断り、帰宅を促すとともに、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 ※入場後に上記症状に該当する来場者が発生した場合 主催者にて帰宅を促すとともに、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 （連絡先）江東区新型コロナウイルス感染症相談センター：03-3647-5879
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等
<ul style="list-style-type: none"> ・参加受付等における待機列での物理的距離の確保（人と人とが触れ合わない程度の間隔）
<ul style="list-style-type: none"> ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・飲食を提供する場合は、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知を行うこと。

・長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
・扉の常時又は定期的な開放による室内の十分な換気
・参加人数が1,000人を超える場合、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示（但し、上記以外の場合も掲示を推奨）

③ 開催後

内容
・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

第4 適用期間

本指針の適用期間は、令和2年6月8日より、当分の間とする。

第5 その他

本指針は、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

附 則

令和2年8月28日改正
 令和2年10月1日改正
 令和3年1月12日改正
 令和3年3月10日改正
 令和3年3月23日改正
 令和3年4月12日改正
 令和3年4月23日改正
 令和3年5月10日改正
 令和3年6月19日改正
 令和3年10月1日改正
 令和3年10月31日改正
 令和3年12月1日改正
 令和4年1月12日改正
 令和4年1月21日改正
 令和4年3月24日改正
 令和4年5月25日改正
 令和4年11月1日改正
 令和4年12月28日改正

イベント開催制限期間中の各施設の最大収容者数

1 展示ホール

(1) 大声なしのイベントの場合

①感染防止安全計画を都に提出し、確認を受けた場合

棟名	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
東展示棟	東1ホール	8,670	9,500	9,500		
	東2ホール	8,350	9,100	9,100		
	東3ホール	8,670	9,500	9,500		
	東4ホール	8,670	9,500	9,500		
	東5ホール	8,350	9,100	9,100		
	東6ホール	8,670	9,500	9,500		
	東7ホール	11,680	12,800	10,000 (12,800※)	12,800	
	東8ホール	3,080	3,300	3,300		
西展示棟	西1ホール	8,880	9,700	9,700		
	西2ホール	8,880	9,700	9,700		
	西3ホール	4,680	5,100	5,100		
	西4ホール	6,840	7,500	7,500		
南展示棟	南1ホール	5,000	5,500	5,500		
	南2ホール	5,000	5,500	5,500		
	南3ホール	5,000	5,500	5,500		
	南4ホール	5,000	5,500	5,500		

※「対象者全員検査」制度を適用した場合

②感染防止安全計画を都に提出しない場合

棟名	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
東展示棟	東1ホール	8,670	9,500	5,000		
	東2ホール	8,350	9,100	5,000		
	東3ホール	8,670	9,500	5,000		
	東4ホール	8,670	9,500	5,000		
	東5ホール	8,350	9,100	5,000		
	東6ホール	8,670	9,500	5,000		
	東7ホール	11,680	12,800	5,000	6,400	
	東8ホール	3,080	3,300	3,300		

西展示棟	西 1 ホール	8,880	9,700	5,000
	西 2 ホール	8,880	9,700	5,000
	西 3 ホール	4,680	5,100	5,000
	西 4 ホール	6,840	7,500	5,000
南展示棟	南 1 ホール	5,000	5,500	5,000
	南 2 ホール	5,000	5,500	5,000
	南 3 ホール	5,000	5,500	5,000
	南 4 ホール	5,000	5,500	5,000

注1 各ホールの最大収容者数は、ホール毎に入退場管理を実施した場合のみ対象となる。ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理を行う範囲において施設の収容者数を合算し、下表のとおり最大収容者数を設定する。

		最大収容者数					
		対象期間		緊急事態宣言期間		まん延防止等重点措置	
感染防止安全計画		なし	あり	なし	あり	なし	あり
収容者数の合算	5,000 人以下	収容者数まで					
	5,000 人超 ～10,000 人	5,000 人	収容者数 まで	5,000 人	収容者数 まで	5,000 人	収容者数 まで
	10,000 人超 ～20,000 人		10,000 人 [※]			収容者数の 50%	
	20,000 人超						

※「対象者全員検査」制度を適用した場合、最大収容者数は収容者数の合算となる。

(例) 東 1, 2, 3 ホールを利用する催事で、感染防止安全計画を都に提出しホール毎に入退場管理を行わない場合、収容者数の合算及び最大収容者数は以下のとおり。

[収容者数の合算] 28,100 人 (=9,500 人+9,100 人+9,500 人)

[最大収容者数]

緊急事態宣言中：10,000 人

まん延防止等重点措置：28,100 人

それ以外の期間：28,100 人

「対象者全員検査」制度を適用した場合、緊急事態宣言期間において 28,100 人 (収容者数の合算まで)

(2) 大声ありのイベント[※]の場合

収容者数	対象期間	最大収容者数		
		緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	上記以外の期間
10,000 人以下		収容者数の 50%		収容者数の 50%
10,000 人超		5,000 人まで		

※通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント

注2 ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理を行う範囲において施設の収容者数を合算し、上表のとおり最大収容者数を設定する。

注3 緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置以外の期間においては、大声ありと大声なしのエリアを明確に区分して開催する場合の最大収容者数は、それぞれ、施設の収容者数の 50% (大声あり)・100% (大声なし) とする。

2 会議施設

(1) 大声なしのイベントの場合

①会議棟

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
1階	レセプションホール半面	700	500	500		
	レセプションホール全面	1,700	1,100	1,100		
	101会議室	180	144	144		
	102会議室	180	144	144		
	103会議室	35	18	18		
	104会議室	50	28	28		
	103+104会議室	90	48	48		
6階	601会議室	80	40	40		
	602会議室	55	20	20		
	603会議室	55	20	20		
	604会議室	80	40	40		
	605会議室	190	144	144		
	606会議室	190	144	144		
	607会議室	190	144	144		
	608会議室	190	144	144		
	609会議室	135	100	100		
	610会議室	135	100	100		
	605+606会議室	380	306	306		
	607+608会議室	380	306	306		
605~608会議室	760	612	612			
7階	701会議室	80	50	50		
	702会議室	80	50	50		
	701+702会議室	150	120	120		
	703会議室	150	120	120		
	国際会議場	1,030	1,000	1,000		
8階	801会議室	75	40	40		
	802会議室	100	60	60		
	803会議室	35	10	10		
	804会議室	55	12	12		
	805特別応接室	85	8	8		

②TFTビル

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
2階	ホール 1000	900	1,000	1,000		
	ホール 500	446	500	500		
	ホール 300	270	300	300		
9階	901会議室	85	85	85		
	902会議室	110	110	110		
	904会議室	165	165	165		
	905会議室	180	180	180		
	906会議室	360	360	360		
	907会議室	165	165	165		
	908会議室	250	250	250		
	909会議室	250	250	250		
	910会議室	80	84	84		
	9-A会議室	190	190	190		
	9-B会議室	95	16	16		
	9-C会議室	95	16	16		
	9-E会議室	120	100	100		
9-F会議室	100	100	100			

③タイム24ビル

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態 宣言期間	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
5階	503会議室	186	140	140		
	504会議室	186	140	140		
	505会議室	186	140	140		
6階	北会議室	595	400	400		
	東1会議室	93	80	80		
	東2会議室	93	80	80		
	東3会議室	93	80	80		
	東4会議室	93	80	80		
	東5会議室	186	140	140		
	東6会議室	186	140	140		
12階	研修室121	598	400	400		
	研修室122	93	80	80		
	研修室123	93	80	80		

1 2 階	研修室 1 2 4	93	80	80
	研修室 1 2 5	93	80	80
	研修室 1 2 6	93	80	80
	研修室 1 2 7	93	80	80
	研修室 1 2 8	101	80	80
1 3 階	研修室 1 3 1	370	320	320
	研修室 1 3 2	157	140	140
	研修室 1 3 3	181	140	140
	研修室 1 3 4	485	400	400
1 4 階	研修室 1 4 1	278	230	230
	研修室 1 4 2	250	230	230
	研修室 1 4 3	93	80	80
	研修室 1 4 4	93	80	80
	研修室 1 4 5	101	80	80
	会議室A	57	16	16
	会議室B	36	8	8
	会議室C	57	16	16
	会議室D	38	8	8
	会議室E	36	8	8
会議室F	57	16	16	
1 8 階	研修室 1 8 1	129	110	110
	研修室 1 8 2	122	110	110
	研修室 1 8 3	96	80	80

(2) 大声ありのイベントの場合

最大収容者数は各施設の収容者数の 50%とする。なお、小数点以下は切り捨てる。